

監察相談取扱要綱の制定について

(平成 13 年 5 月 31 日甲通達監第 43 号)

この度、警察職員の規律違反や非行に係る相談等の適正を期するため、別添のとおり「監察相談取扱要綱」を制定し、平成 13 年 6 月 1 日から実施することとしたので通達する。

なお、監察相談取扱要綱の制定について（平成 2 年甲通達監第 36 号）は、廃止する。別添

監察相談取扱要綱

第 1 趣旨

この要綱は、監察相談の取扱いに関し適正を期するため必要な事項を定めるものとする。

第 2 監察相談の定義

監察相談とは、職員の規律違反又は非行に係る県民等からの相談、意見・要望、苦情等（以下「相談等」という。）及び他の職員からの通報のうち、懲戒処分の方針における規律違反行為のいずれかに該当するおそれのあるもの及び県民の信頼を著しく損なうおそれのあるものをいう。

なお、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール、投書等により受け付けたものに限らず、警察署協議会等警察が主催し、又は関係する会合で意思表示されたものを含むものとする。

第 3 処理責任者等

所属長は、所属における監察相談の処理の指揮に当たるものとし、所属に処理責任者及び処理担当者を置くものとする。

- 1 処理責任者は、次席等とし、監察相談の処理を総括するものとする。
- 2 処理担当者は、県本部にあっては所属長の指定する警部（相当の警察行政職員を含む。）、署にあっては関係課長とし、処理責任者の指示を受けて監察相談の処理に当たるものとする。

第 4 受理及び報告

- 1 職員は、監察相談を受理したときは、直ちに処理責任者を經由して所属長（執務時間外（休日（静岡県の休日を定める条例（平成元年県条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）及び平日（休日以外の日をいう。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間以外の時間帯をいう。）にあっては総合当直主任又は警察署当番責任者（以下「当直主任等」という。））に報告するものとする。
- 2 当直主任等は、監察相談を認知したときは直ちに、総合当直主任にあっては首席監察官、県本部監察課長、主任監察官及び監察官（以下「監察官等」という。）に、警察署当番責任者にあっては処理責任者を經由して署長に報告するものとする。ただし、

当直主任等が至急の報告を要しないと認める場合には、当直勤務又は警察署当番終了後に報告するものとする。

- 3 所属長は、監察相談を認知したときは、速やかに監察官等に報告するものとする。
この場合において、他所属の職員に係る監察相談にあつては、その概要を速やかに当該職員の属する所属の長に通報するものとする。
- 4 県本部警察相談課長は、監察相談に該当するおそれのある相談等を認知したときは、速やかに監察官等に報告し、その処理について協議するものとする。
- 5 監察官等は、監察相談の内容に応じて必要があると認めるときは、速やかに本部長に報告するものとする。

第5 処理

- 1 監察官等は、関係所属長と連携し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置（以下「事実関係の調査等」という。）を行うものとする。
- 2 監察官等は、監察相談の内容により、関係所属長に対し、事実関係の調査等を依頼するものとする。この場合において、関係所属長は、次の事項について監察官等に報告するものとする。
 - (1) 事実関係の調査結果
 - (2) 問題点
 - (3) 措置結果
 - (4) 今後の対応方針と見直し
 - (5) 監察相談が警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条第3項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これを疎明する事項
 - (6) その他参考となる事項
- 3 県本部所属長は、監察相談の処理に関し、監察官等から要請があつた場合には、これに協力するものとする。

第6 相談者に対する通知

- 1 監察官等は、法第79条第1項の規定に基づく文書により申し出られた苦情以外の監察相談のうち、職務執行に係るものについては、当該監察相談に係る事実関係の調査等の結果について、相談者（相談等を行った県民等又は通報した職員をいう。以下同じ。）に対し通知を行い、又は関係所属長その他の職員に通知を行わせるものとする。ただし、次に該当するときは、通知を省略することができる。
 - (1) 法第79条第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 相談者が通知を求めていると認められるとき。
 - (3) 相談者の氏名が明らかでないとき。
- 2 事実関係の調査等を行った関係所属長は、相談者に対し処理結果を通知する場合は、その方法及び内容について監察官等と協議するものとする。

第7 公安委員会に対する報告

監察官等は、前記第4の5の規定により報告した監察相談のうち重要又は特異なものについて、本部長の指揮を受けて、事実関係の調査等の結果を公安委員会に報告するものとする。

第8 留意事項

職員は、監察相談の取扱いに関し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 監察相談の受理に当たっては、相談者に対する先入観を払拭し、中立的立場で内容を聴取するように努め、公正さを疑われないようにすること。
- 2 監察相談の受理に当たっては、相談者の態度や当該監察相談の内容に惑わされることなく、冷静に対応すること。
- 3 監察相談の取扱い中に知り得た内容については、秘密を厳守し、当事者又は関係者の名誉、信用、社会的地位等を傷つけないよう留意すること。
- 4 当事者、関係者その他特別な関係にある者として公正な処理を疑われるおそれがある場合には、所属長に報告してその取扱いを避けること。
- 5 相談者が匿名を希望するときは、無理に聴取することなく取り扱い、その旨を明らかにしておくこと。

第9 備付簿冊

省略

第10 懲戒事由に該当する場合

所属長及び監察官等は、監察相談を処理するに当たり、その内容が懲戒事由に該当することが明らかになったときは、静岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令（平成15年県本部訓令第1号）に定める手続をとるものとする。